

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年4月8日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジェフリー D. ラドクリフ
(Geoffrey D. Radcliffe)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、
ユージン・リュペール通り2 - 4番
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽
同 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽
同 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

ブラックロック・グローバル・ファンズ（BLACKROCK GLOBAL FUNDS）（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドであるアジアン・ドラゴン・ファンド（Asian Dragon Fund）およびUSガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド（US Government Mortgage Impact Fund）（以下、個別にまたは総称して「サブ・ファンド」ということがあります。）の投資方針および分配方針等に関して、以下のとおり変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) サブ・ファンドの投資方針および分配方針等が、以下のとおり変更されます。

(注) 変更箇所には下線を付しております。

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<変更前>

(前略)

該当ファンドの投資対象は、以下のとおりである。

(中略)

() USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド

(中略)

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。

サブ・ファンドのABS、MBSおよび非投資適格債務へのエクスポージャーは重大なものとなることがある。投資者には、後記「3 投資リスク (1) リスク要因 特別リスク考察」の関連するリスク開示を読むことが推奨される。

(中略)

SFDR規則

ブラックロック・グループは、関連するデータが利用可能な場合には、また対象となる投資の種類に応じて、SFDR規則に概説されているグッド・ガバナンスの基準に従って、対象となる企業への投資を評価している。これらの基準は、健全な経営体制、従業員との関係、従業員の報酬および税務コンプライアンスに関連するものである。ブラックロック・グループは、サブ・ファンドに適用される特定のESG戦略に応じて、対象となる発行体の持続可能性関連の特性の評価において、グッド・ガバナンスに関連するその他の要因を検討することがある。

ブラックロック・グループは、関連する情報が入手可能な場合には、第三者のマネジャーを含む、委任されたマネジャーのグッド・ガバナンス評価の枠組みを評価する。

ブラックロック・グループは、現在、金融業セクターのサステナビリティ関連の開示に関する欧州議会および理事会のSFDR規則(EU)2019/2088に規定された期限までに、持続可能性についてのサブ・ファンドへの主要な不利な影響に関する透明性の要件を遵守する方針である。

資産の大部分は持続可能な投資に投入される。ブラックロック・グループが持続可能な投資と見做る持分を特定するに際して、ブラックロック・グループは、国連の持続可能な開発目標とともに適用法令を考慮する。

サブ・ファンド内のすべての持分は、持続可能な投資へのエクスポージャーに加え、ブラックロック・グループが判断したとおり、環境的要因または社会的要因に対して重大な悪影響を及ぼさない

みなされる。ブラックロック・グループは、持続可能性に対する主要な悪影響指標のうち代表的なものを検討する内部方法論(随時修正される。)に従って、これを評価している。

ブラックロック E M E A ベースライン・スクリーン・ポリシー

(中略)

() 論争となっている特定の種類の兵器の製造

(中略)

投資顧問会社は、データが改善され、このテーマに関する研究がより多く利用可能になるにつれて、ブラックロック E M E A ベースライン・スクリーン・ポリシーが徐々に進化していくと考えている。完全なリストは、投資顧問会社の裁量により随時修正され、(それにより本項の記載が変更される場合を除いて)投資主に通知されることなく実施されることがある。

R Q F I I 投資

(中略)

欧州議会および理事会の規則(E U) 2016 / 1011 (以下「ベンチマーク規則」という。)

(中略)

() U S ガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド

用いられるリスク管理方法:ブルームバーグ・パークレイズ M B S インデックスを適切なベンチマークとして用いる、相対 V a R

該当サブ・ファンドのレバレッジの予想水準:純資産価額の240%

ベンチマークの使用:サブ・ファンドは積極的に運用されており、投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有している。その際、投資顧問会社は、サブ・ファンドのポートフォリオの構築時にリスク管理目的でブルームバーグ・パークレイズ M B S インデックス(以下「本指数」という。)を参照し、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に照らしてサブ・ファンドが負うアクティブ・リスク(すなわち本指数からの乖離の程度)が引き続き適切であることを確保する。投資顧問会社は、投資対象を選択する際に本指数の構成銘柄または加重に拘束されない。また、投資顧問会社は、特定の投資機会を活用するために、独自の裁量を用いて本指数に含まれない有価証券に投資することができる。しかし、投資目的および投資方針に関する発行会社、保証人および信用格付の要件によって、ポートフォリオの保有銘柄が本指数から乖離する範囲が限定されることがある。本指数は、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較するために投資者において使用すべきである。かかる投資戦略は、本指数と比較して、サブ・ファンドのユニバースを少なくとも20%縮小する。

サブ・ファンドによる E S G コミットメントの詳細は、前記「S F D R 規則」の項を参照のこと。

<変更後>

(前略)

該当ファンドの投資対象は、以下のとおりである。

(中略)

() U S ガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド

(中略)

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。

サブ・ファンドによるESGコミットメントの詳細は、後記「SFDR規則」の項を参照のこと。

サブ・ファンドのABS、MBSおよび非投資適格債務へのエクスポージャーは重大なものとなることがある。投資者には、後記「3 投資リスク (1) リスク要因 特別リスク考察」の関連するリスク開示を読むことが推奨される。

(中略)

SFDR

SFDRは、サステイナブル投資に関する実績に基づき、投資ファンドの戦略を以下の3つに分類している。

第6条ファンドとは、持続可能性に係るリスクについて不問とする投資ファンドをいう。

第8条ファンドとは、その特性の一つとして、環境もしくは社会的投資、またはその両者を組み合わせた投資を行う投資ファンド(グッド・ガバナンス慣行を遵守する企業を投資対象とすることを条件とする。)をいう。

第9条ファンドとは、サステイナブル投資をその投資目的とする投資ファンドをいう。

アジアン・ドラゴン・ファンドは第6条ファンドに分類され、USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンドは第9条ファンドに分類される。

第8条ファンドおよびUSガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンドを含む第9条ファンドのすべてについて、ブラックロック・グループは、関連するデータが利用可能な場合には、また対象となる投資の種類に応じて、SFDRに概説されているグッド・ガバナンスの基準に従って、対象となる企業への投資を評価している。これらの基準は、健全な経営体制、従業員との関係、従業員の報酬および税務コンプライアンスに関連するものである。ブラックロック・グループは、サブ・ファンドに適用される特定のESG戦略に応じて、対象となる発行体の持続可能性関連の特性の評価において、グッド・ガバナンスに関連するその他の要因を検討することがある。

ブラックロック・グループは、関連する情報が入手可能な場合には、第三者のマネジャーを含む、委託先マネジャーのグッド・ガバナンス評価の枠組みを評価する。

ブラックロック・グループは、SFDRに規定された期限までに、サブ・ファンドに関するサステイナビリティへの主要な悪影響についての透明性の要件を遵守する方針である。

USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンドを含む第9条ファンドについては、資産の過半がサステイナブル投資に投入される。

第9条ファンド内のすべての持分は、サステイナブル投資へのエクスポージャーに加え、重大な悪影響を及ぼさないと評価される。

タクソノミー規則

第6条ファンドの場合(アジアン・ドラゴン・ファンドを含む。)

第6条ファンドの投資対象については、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しない。

第8条ファンドおよび第9条ファンドの場合(USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンドを含む。)

技術審査基準(TSC)は、2021年12月9日に最終決定がなされたばかりであり(すなわち、最初の二つのタクソノミー環境目標である気候変動の緩和および気候変動への適応に関するもの)でまだ十分に深化していない(すなわち、残り四つのタクソノミー環境目標に関して)。これらの詳細な基準は、各投資について、複数の、具体的なデータポイントが利用可能であることを必要とする。英文目論見書の日付現在において、ブラックロック・グループがTSCを用いた投資評価を行うことを可能とする、信頼できて適時かつ検証可能で利用可能データは十分に存在しない。

さらに、環境的に持続可能な投資の割合の計算方法およびこれらの開示のためのテンプレートを定める、SFDRに基づく規制技術基準(RTS)は、まだ効力発生していない。英文目論見書の日付現在において、ブラックロック・グループは、サブ・ファンドのタクソノミー適合性について標準化された比較可能な開示を提供することができない。

サブ・ファンドに対する投資の中には、環境目標に貢献する経済活動によるものであって、TSCにより評価可能なものもありうるが、ブラックロック・グループは現在、以下を述べることができない。

1. サブ・ファンドの投資が、どの程度、環境的に持続可能といえる経済活動にあたり、タクソノミー規則に適合しているか
2. タクソノミー規則に適合している、環境的に持続可能な経済活動に対する投資の割合(サブ・ファンドのポートフォリオに対する比率)
3. タクソノミー規則において定義される、実現活動および移行活動の割合(サブ・ファンドのポートフォリオに対する比率)

ブラックロック・グループは、状況を積極的に注視しており、サブ・ファンドの投資に関する信頼できて適時かつ検証可能なデータを十分に入手したと(その裁量により)評価した際には、上記の点について述べるものとし、その際には英文目論見書または関連ある補足書類を適宜更新する。より詳細な情報については、ウェブサイト(<https://www.blackrock.com/corporate/literature/prospectus/eu-taxonomy.pdf>)を参照のこと。

ブラックロックEMEAベースライン・スクリーン・ポリシー

(中略)

() 論争となっている兵器の製造

(中略)

投資顧問会社は、データが改善され、このテーマに関する研究がより多く利用可能になるにつれて、ブラックロックEMEAベースライン・スクリーン・ポリシーが徐々に進化していくと考えている。完全なリストは、投資顧問会社の裁量により随時修正され、(それにより本項の記載が変更される場合を除いて)投資主に通知されることなく実施されることがある。

金融市場庁 (Autorité des marchés financiers) (AMF)

USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンドは、持続可能な投資に関するAMF規則に適合していると分類されている。

RQFII投資

(中略)

欧州議会および理事会の規則 (EU) 2016/1011 (以下「ベンチマーク規則」という。)

(中略)

() USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド

用いられるリスク管理方法：ブルームバーグMBSインデックスを適切なベンチマークとして用いる、相対VaR

該当サブ・ファンドのレバレッジの予想水準：純資産価額の240%

ベンチマークの使用：サブ・ファンドは積極的に運用されており、投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有している。その際、投資顧問会社は、サブ・ファンドのポートフォリオの構築時にリスク管理目的でブルームバーグMBSインデックス(以下「本指数」という。)を参照し、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に照らしてサブ・ファンドが負うアクティブ・リスク(すなわち本指数からの乖離の程度)が引き続き適切であることを確保する。投資顧問会社は、投資対象を選択する際に本指数の構成銘柄または加重に拘束されない。また、投資顧問会社は、特定の投資機会を活用するために、独自の裁量を用いて本指数に含まれない有価証券に投資することができる。しかし、投資目的および投資方針に関する発行会社、保証人および信用格付の要件によって、ポートフォリオの保有銘柄が本指数から乖離する範囲が限定されることがある。本指数は、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較するために投資者において使用すべきである。かかる投資戦略は、本指数と比較して、サブ・ファンドのユニバースを少なくとも20%縮小する。

(3) 配分方針

<変更前>

(前略)

取締役会の現在の方針は、サブ・ファンドおよび投資証券のクラス毎に決められる。無分配型投資証券クラスに関しては、すべての純収益を保持し再投資することが現在の方針である。その際、収益は純資産額に留保され、該当クラスの1口当たり純資産価格に反映される。分配型投資証券クラスに関しては、該当期間について純収益を分配する投資証券クラスの費用の控除後または総収益を分配する投資証券クラスの費用控除前にほぼすべての投資収益(利用可能であれば)を分配することが現在の方針である。

取締役会はまた、分配金に純実現および純未実現キャピタル・ゲインからの配当を含めるか否かおよびどの程度含めるかを決定することができる。分配型投資証券クラスが純実現キャピタル・ゲインまたは純未実現キャピタル・ゲインを含む分配金を支払う場合、または費用を含む収益総額を分配するサブ・ファンドの場合、分配金には、当初の投資元本が含まれることがある。投資主は、各地域の課税法令に依拠してかかる方法で分配される分配金が収益として課税されることに留意し、本件に関し税務の専門家に相談すべきである。

(中略)

支払回数を選択できる分配型投資証券は、取締役会の裁量により公表される。追加配当回数および配当入金日の確認はファンドの登記上の事務所および各地のインベスター・サービシング・チームにおいて入手できる。

ファンドは、会計期間中における当該投資証券の発行、乗換えまたは買戻しによって影響を受けないサブ・ファンド内で発生し各投資証券に帰属する当期純利益（または総収益分配型投資証券および安定分配型投資証券の場合、総収益ならびに金利差分配型投資証券の場合、総収益および金利差額）の水準を確保することを目的として、利益の平準化を行う。

ある投資者が会計期間中に投資証券を購入する場合、購入された投資証券の価格は、最後に分配が行われた日以降に発生した当期純利益額が含まれるものとみなされる。その結果、毎月分配型投資証券、安定分配型投資証券、金利差分配型投資証券、毎四半期分配型投資証券および毎年分配型投資証券について、購入後投資主が受領するサブ・ファンドの第1回分配金には、元本の払戻しが含まれる。無分配型投資証券は収益を分配しないため、同様の影響を受けることがない。

会計期間中に、毎月分配型投資証券、毎四半期分配型投資証券および毎年分配型投資証券を投資主が売却する場合、買戻価格は、最後に分配が行われた日以降に発生した当期純利益が含まれるものとみなされる。総収益分配型投資証券および安定分配型投資証券の場合、平準化はサブ・ファンドの総収益に基づき計算され、金利差分配型投資証券の場合は、平準化はサブ・ファンドの総収益および帰属する投資証券の金利差に基づき計算される。無分配型投資証券は、収益を分配しないため、同様の影響を受けることがない。

ファンドの収益の平準化を行うサブ・ファンドのリストおよび毎月分配型投資証券、安定分配型投資証券、金利差分配型投資証券、毎四半期分配型投資証券および毎年分配型投資証券の日々の価格を含む収益は、ファンドの登記上の事務所から請求により入手することができる。

配当の計算

(中略)

金利差分配型 投資証券	配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の通貨ヘッジクラス投資証券から生じる予想総収益および金利差に基づき当該期間に投資主に対して一貫した毎月の配当を提供することを目的として、取締役会の裁量により計算される。 取締役会の裁量により、元本、純未実現および純実現キャピタル・ゲインを配当することができる。通貨ヘッジクラス投資証券から生じる金利差の分配金計算への算入は、元本またはキャピタル・ゲインからの分配とみなされる。 配当は、月末に所有していた投資証券口数に基づき毎月（各暦月の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。
毎四半期分配型 投資証券	費用控除後、配当期間に発生した収益に基づき、配当が四半期毎に計算される。 配当は、公表日に所有していた証券口数に基づき投資主に分配される。

(中略)

配当の公表および再投資の支払

以下の表は、配当の公表および支払についての通常の過程ならびに投資主が利用可能な再投資の選択について記載している。公表日は、しばしば取締役会の裁量で変更されることがある。

分配型	公表	支払	自動配当再投資	支払方法
毎日分配型投資証券	各暦月の最終営業日（または取締役会が決定し、（可能であれば）投資主に事前に通知するその他の営業日）に、当該サブ・ファンドの取引通貨で公表される。	公表後1暦月以内に、事前の公表日以降の期間、投資証券を保有している投資主に対し支払われる。	投資主が、書面にて各地のインベスター・サービシング・チームに請求をしない限りまたは申込書において請求しない限り、分配金は、同サブ・ファンドの同クラス形式の投資証券に自動的に再投資される。	投資主が各地のインベスター・サービシング・チームに通知した分配金または申込書において請求した分配金は、投資主が選択したファンドの取引通貨で、投資主の費用負担にて直接投資主の銀行口座に電信送金により支払われる（投資者とその販売会社間で別段の合意がある場合を除く。）。
毎月分配型投資証券				
安定分配型投資証券				
金利差分配型投資証券				
基準額以上分配型投資証券	各暦四半期の最終営業日（または取締役会が決定し、（可能であれば）投資主に事前に通知するその他の営業日）に、当該サブ・ファンドの取引通貨で公表される。	公表後1暦月以内に、公表日直前の営業日に投資主名簿に登録されている投資主に対し支払われる。		

（後略）

< 変更後 >

（前略）

取締役会の現在の方針は、サブ・ファンドおよび投資証券のクラス毎に決められる。無分配型投資証券クラスに関しては、すべての純収益を保持し再投資することが現在の方針である。その際、収益は純資産額に留保され、該当クラスの1口当たり純資産価格に反映される。分配型投資証券クラスのうち、該当期間に関する投資収益の純額または全額を分配する投資証券クラスについては、該当期間の投資収益（分配可能な金額）から費用を控除した金額のほぼすべてを、また総収益またはトータル・リターンを分配する投資証券クラスについては、潜在的に、費用控除前の元本の一部を分配することが現在の方針である。各分配型投資証券クラスの分配方針に関する詳細については、後記「配当の計算」の項を参照されたい。

取締役会はまた、分配金に純実現および純未実現キャピタル・ゲインからの配当を含めるか否かおよびどの程度含めるかを決定することができる。分配型投資証券クラスが純実現キャピタル・ゲインまたは純未実現キャピタル・ゲインを含む分配金を支払う場合、または費用を含む収益総額を分配するサブ・ファンドの場合、分配金には、当初の投資元本が含まれることがある。投資主は、各地域の課税法令に依拠してかかる方法で分配される分配金が収益として課税されることに留意し、本件に関し税務の専門家に相談すべきである。

（中略）

支払回数を選択できる分配型投資証券は、取締役会の裁量により公表される。追加配当回数および配当入金日の確認はファンドの登記上の事務所および各地のインベスター・サービシング・チームにおいて入手できる。ファンドは、会計期間中における当該投資証券の発行、乗換えまたは買戻しによって影響を受けないサブ・ファンド内で発生し各投資証券に帰属する当期純利益（または総収益分配型投資証券、安定分配型投資証券および基準額以上分配型投資証券の場合、総収益。金利差分配型投資証券の場合、総収益および金利差額）の水準を確保することを目的として、利益の平準化を行う。

ある投資者が会計期間中に投資証券を購入する場合、購入された投資証券の価格は、最後に分配が行われた日以降に発生した当期純利益額が含まれるものとみなされる。その結果、毎年分配型投資証券、毎月分配型投資証券、毎四半期分配型投資証券、金利差分配型投資証券、安定分配型投資証券、トータル・リターン分配型投資証券または基準額以上分配型投資証券について、購入後投資主が受領するサブ・ファンドの第1回分配金には、元本の払戻しが含まれる。無分配型投資証券は収益を分配しないため、同様の影響を受けることがない。

会計期間中に、毎年分配型投資証券、毎月分配型投資証券および毎四半期分配型投資証券を投資主が売却する場合、買戻価格は、最後に分配が行われた日以降に発生した当期純利益が含まれるものとみなされる。総収益分配型投資証券、安定分配型投資証券および基準額以上分配型投資証券の場合、平準化はサブ・ファンドの総収益に基づき計算され、金利差分配型投資証券の場合は、平準化はサブ・ファンドの総収益および帰属する投資証券の金利差に基づき計算される。無分配型投資証券は、収益を分配しないため、同様の影響を受けることがない。

ファンドの収益の平準化を行うサブ・ファンドのリスト、ならびに毎年分配型投資証券、毎月分配型投資証券、毎四半期分配型投資証券、金利差分配型投資証券、安定分配型投資証券、トータル・リターン分配型投資証券および基準額以上分配型投資証券の日々の価格を含む収益は、ファンドの登記上の事務所から請求により入手することができる。

配当の計算

(中略)

金利差分配型投資証券	配当は、一定期間(取締役会により随時決定される。)の通貨ヘッジクラス投資証券から生じる予想総収益および金利差に基づき当該期間に投資主に対して一貫した毎月の配当を提供することを目的として、取締役会の裁量により計算される。 取締役会の裁量により、元本、純未実現および純実現キャピタル・ゲインを配当することができる。通貨ヘッジクラス投資証券から生じる金利差の分配金計算への算入は、元本またはキャピタル・ゲインからの分配とみなされる。 配当は、月末に所有していた投資証券口数に基づき毎月(各暦月の最終営業日に)計算され、投資主に分配される。
トータル・リターン分配型投資証券	配当は、一定期間(取締役会により随時決定される。)の予想総トータル・リターンに基づき、当該期間に投資主に対して一貫した毎月の配当を提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。 配当には、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインからの分配が含まれることが予想され、時には、投資証券クラスの純収益ならびに実現および未実現利益による1口当たり純資産価格の増加幅を超える配当となることがある。これにより、元本成長の可能性が低まり、投資元本が減少することがある。 配当は、毎月(各暦月の最終営業日に)計算され、月末に保有していた投資証券口数に基づき投資主に分配される。
毎四半期分配型投資証券	費用控除後、配当期間に発生した収益に基づき、配当が四半期毎に計算される。 配当は、公表日に所有していた証券口数に基づき投資主に分配される。

(中略)

配当の公表および再投資の支払

以下の表は、配当の公表および支払についての通常の過程ならびに投資主が利用可能な再投資の選択について記載している。公表日は、しばしば取締役会の裁量で変更されることがある。

分配型	公表	支払	自動配当再投資	支払方法
毎日分配型 投資証券	各暦月の最終営業日（または取締役会が決定し、（可能であれば）投資主に事前に通知するその他の営業日）に、当該サブ・ファンドの取引通貨で公表される。	公表後1暦月以内に、事前の公表日以降の期間、投資証券を保有している投資主に対し支払われる。	投資主が、書面にて各地のインベスター・サービス・チームに請求をしない限りまたは申込書において請求しない限り、分配金は、同サブ・ファンドの同クラス形式の投資証券に自動的に再投資される。	投資主が各地のインベスター・サービス・チームに通知した分配金または申込書において請求した分配金は、投資主が選択したファンドの取引通貨で、投資主の費用負担にて直接投資主の銀行口座に電信送金により支払われる（投資者とその販売会社間で別段の合意がある場合を除く。）。
毎月分配型 投資証券				
安定分配型 投資証券				
金利差分配型 投資証券				
トータル・ リターン分配型 投資証券	各暦月の最終営業日（または取締役会が決定し、（可能であれば）投資主に事前に通知するその他の営業日）に、当該サブ・ファンドの取引通貨で公表される。	公表後1暦月以内に、公表日直前の営業日に投資主名簿に登録されている投資主に対し支払われる。	投資主が、書面にて各地のインベスター・サービス・チームに請求をしない限りまたは申込書において請求しない限り、分配金は、同サブ・ファンドの同クラス形式の投資証券に自動的に再投資される。	投資主が各地のインベスター・サービス・チームに通知した分配金または申込書において請求した分配金は、投資主が選択したファンドの取引通貨で、投資主の費用負担にて直接投資主の銀行口座に電信送金により支払われる（投資者とその販売会社間で別段の合意がある場合を除く。）。
基準額以上分配 型投資証券	各暦四半期の最終営業日（または取締役会が決定し、（可能であれば）投資主に事前に通知するその他の営業日）に、当該サブ・ファンドの取引通貨で公表される。			

（後略）

別紙 1

定義

<変更前>

(前略)

「基準通貨」 サブ・ファンドの投資証券に関して、英文目論見書に記載される通貨をいう。

「ブラックロック・グループ」 ブラックロック・インクを最終持株会社とするブラックロックのグループ会社をいう。

(中略)

「CI BMファンド」 アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・インパクト・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ESGアジアン・ボンド・ファンド、ESGフィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、ESGグローバル・ボンド・インカム・ファンド、ESGグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、ESGマルチアセット・ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、USドル・ボンド・ファンド、USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド、グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド、ESGエマージング・マーケット・ブレンデッド・ボンド・ファンド、ESGエマージング・マーケット・ボンド・ファンド、ESGエマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、ESGエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドおよびワールド・ボンド・ファンドをいう。

(中略)

「OTC派生商品」 店頭派生商品をいう。

「PBOC」 中国の中国人民銀行をいう。

(中略)

「R Q F I Iアクセス・ファンド」

アジアン・ドラゴン・ファンド、アジアン・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、E S Gアジアン・ボンド・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンドおよびマルチ・テーマ・エクイティ・ファンドをいう。

(中略)

「S F D R規則」

サステナブルファイナンス情報開示に関するE U規則2019 / 2088 (随時改正、変更または追補済)をいう。

(中略)

「ストック・コネクト・ファンド」

アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジアン・ドラゴン・ファンド、アジアン・グロース・リーダーズ・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、サーキュラー・エコノミー・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・ファンド、エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・サステナブル・エクイティ・ファンド、フィンテック・ファンド、E S Gグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、E S Gマルチアセット・ファンド、フューチャー・コンシューマー・ファンド、フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、グローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、システムチック・グローバル・エクイティ・ハイ・インカム・ファンド、システムチック・グローバル・スモールキャップ・ファンド、ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド、サステナブル・エネルギー・ファンド、サステナブル・グローバル・インフラストラクチャー・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・ヘルスケア・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド、ニュートリション・ファンド、ワールド・エネルギー・ファンド、ワールド・フィナンシャルズ・ファンド、ワールド・ゴールド・ファンド、ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド、ワールド・マイニング・ファンド、ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンドおよびワールド・テクノロジー・ファンドをいう。

(中略)

「サブ・ファンド」

英文目論見書に記載されるとおり、各該当クラスもしくは投資証券クラスに帰属する資産、負債、収益および支出が適用または課される、一または複数の投資証券クラスに関し、ファンドにより設定および維持される、分別管理されたコンパートメントをいう。

「SZSE」

深セン証券取引所をいう。

「UCITS」

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託をいう。
(後略)

< 変更後 >

(前略)

「基準通貨」

サブ・ファンドの投資証券に関して、英文目論見書に記載される通貨をいう。

「ブラックロック E M E A
ベースライン・スクリーン・ポリシー」

関連サブ・ファンドにつき、その投資目的および投資方針に記載のある場合、投資顧問会社が適用する制限および/または除外事項をいう。ウェブサイト (<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blackrock-baseline-screens-ineurope-middleeast-and-africa.pdf>) において入手可能である。

「ブラックロック・グループ」

ブラックロック・インクを最終持株会社とするブラックロックのグループ会社をいう。

(中略)

「C I B Mファンド」

アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・インパクト・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、E S G アジアン・ボンド・ファンド、E S G チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、E S G グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、E S G フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、E S G マルチアセット・ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、E S G グローバル・ボンド・インカム・ファンド、E S G グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、U S ドル・ボンド・ファンド、U S ドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド、グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド、E S G エマージング・マーケット・ブレンデッド・ボンド・ファンド、E S G エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、E S G エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、E S G エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドおよびワールド・ボンド・ファンドをいう。

(中略)

「O T C 派生商品」

店頭派生商品をいう。

「P A S I」

S F D Rにおいて定義されるサステイナビリティへの主要な悪影響をいう。

「P B O C」

中国の中国人民銀行をいう。

(中略)

「RQFIIアクセス・ファンド」

アジアン・ドラゴン・ファンド、アジアン・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・ファンド、ESGチャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ESGアジアン・ボンド・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンドおよびマルチ・テーマ・エクイティ・ファンドをいう。

(中略)

「SFDR」

金融業セクターのサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付の欧州議会および理事会の規則(EU) 2019 / 2088 (随時改正、変更または追補済) をいう。

(中略)

「ストック・コネクト・ファンド」

アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジアン・ドラゴン・ファンド、アジアン・グロース・リーダーズ・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、アジアン・サステイナブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・イノベーション・ファンド、サーキュラー・エコノミー・ファンド、クライメイト・アクション・エクイティ・ファンド、クライメイト・アクション・マルチアセット・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・ファンド、エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・サステイナブル・エクイティ・ファンド、フィンテック・ファンド、ESGグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、ESGマルチアセット・ファンド、フューチャー・コンシューマー・ファンド、フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、ESGグローバル・コンサパティブ・インカム・ファンド、グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、グローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、システムチック・グローバル・エクイティ・ハイ・インカム・ファンド、システムチック・グローバル・スモールキャップ・ファンド、ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド、サステイナブル・エネルギー・ファンド、サステイナブル・グローバル・インフラストラクチャー・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・ヘルスケア・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド、ニュートリション・ファンド、ワールド・エネルギー・ファンド、ワールド・フィナンシャルズ・ファンド、ワールド・ゴールド・ファンド、ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド、ワールド・マイニング・ファンド、ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンドおよびワールド・テクノロジー・ファンドをいう。

(中略)

「サブ・ファンド」

英文目論見書に記載されるとおり、各該当クラスもしくは投資証券クラスに帰属する資産、負債、収益および支出が適用または課される、一または複数の投資証券クラスに関し、ファンドにより設定および維持される、分別管理されたコンパートメントをいう。

「サステイナブル投資」または
「持続可能な投資」

適用法令を考慮した上でブラックロック・グループが持続可能な
(サステイナブル)投資と思料する投資をいう。

「SZSE」

深セン証券取引所をいう。

「タクソノミー規則」

サステイナブル投資を促進するための枠組み設定に関する2020年6
月18日付の欧州議会および理事会の規則(EU)2020/852(規則
(EU)2019/2088を改正するもの)をいう。

「UCITS」

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託をいう。
(後略)

(2) 当該変更の年月日

2022年1月27日